

## ふるさと彦根応援寄附条例

### (目的)

第1条 この条例は、歴史文化遺産の承継、教育環境の整備、福祉の充実、国際交流の促進、「ひこにゃん」の応援およびまちの活性化を図るため、広く寄附を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、寄附者のふるさと彦根に対する思いを具体化し、活力に満ちた魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

### (事業の区分)

第2条 市長は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) ふるさとの誇り保存整備事業
- (2) ふるさとの学び舎整備事業
- (3) ふるさと彦根への思いやり福祉事業
- (4) ふるさと彦根国際交流事業
- (5) みんなのひこにゃん応援事業
- (6) ふるさと彦根まちづくり事業

### (寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、前条第6号の事業に指定があったものとする。

### (基金への積立て)

第4条 前条の規定により寄附者が事業の指定を行った寄附金は、適正な管理運用を行うため、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める基金に積み立てるものとする。

- (1) 第2条第1号の事業 彦根市文化財保護基金の設置、管理および処分に関する条例(平成19年彦根市条例第45号)に規定する基金
- (2) 第2条第2号の事業 彦根市教育施設整備基金の設置、管理および処分に関する条例(昭和48年彦根市条例第47号)に規定する基金
- (3) 第2条第3号の事業 彦根市福祉・保健・医療基金の設置、管理および処分に関する条例(昭和49年彦根市条例第43号)に規定する基金

(4) 第 2 条第 4 号の事業 彦根市国際交流基金の設置、管理および処分に関する  
条例(平成元年彦根市条例第 31 号)に規定する基金

(5) 第 2 条第 5 号の事業 ひこにゃん活動基金の設置、管理および処分に関する  
条例(平成 20 年彦根市条例第 37 号)に規定する基金

(6) 第 2 条第 6 号の事業 彦根市地域づくり推進事業基金の設置、管理および処  
分に関する条例(平成 2 年彦根市条例第 39 号)に規定する基金  
(運用状況の公表等)

第 5 条 市長は、この条例の運用状況について、毎年度公表するとともに、寄附者に  
もその内容を報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。